

## 道医師国保組合のお知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届け出が必要な場合		届出用紙
組合員が組合員資格を喪失するとき	道外に住所を変更したとき、他の医療保険に加入したとき 北海道医師会を退会したとき、医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失（脱退）届【組合員（医師）世帯全員用】 様式第16号①
医師組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	組合員と同一世帯になったとき（婚姻・転入・世帯合併）、他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等）、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届【家族追加用】 様式第15号③
医師組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	組合員と別世帯になったとき（婚姻・転出・世帯分離）、他の医療保険に加入したとき（就職等）、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【家族用】 様式第16号③
従業員（准組合員）が被保険者資格を取得するとき	組合員の開設又は管理する医療機関で、75歳未満の従業員を採用したときなど（健康保険適用事業所を除く）	被保険者資格取得届【従業員（准組合員）新規用】 様式第15号② 新規加入時現況届【従業員用】
准組合員が被保険者資格を喪失するとき	組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき、組合員の管理する医療機関を退職したとき、他の医療保険に加入したとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【准組合員（従業員）世帯全員用】 様式第16号②
准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	准組合員と同一世帯になったとき（婚姻・転入・世帯合併）、他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等）、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届【家族追加用】 様式第15号③
准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	准組合員と別世帯になったとき（婚姻・転出・世帯分離）、他の医療保険に加入したとき（就職等）、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【家族用】 様式第16号③
住所・氏名が変更になったとき	住所変更	組合員および准組合員が引っ越ししたとき、住居表示が変更になったときなど
	氏名変更	組合員および被保険者（家族・准組合員）の姓が婚姻等により変更になったとき、氏名の字体が変更になったときなど
修学中の家族が所在地の特例により引き続き被保険者となるとき	該 当	遠隔地で修学するために、組合員および准組合員と住民票上の別世帯になったとき
	非該当	「該当」を届け出ていた家族が、修学を終了して組合員および准組合員と同一世帯に戻ったとき 「該当」を届け出ていた家族が、組合員および准組合員と同一世帯になったとき（家族本人又は組合員および准組合員の住所変更）
		住所・氏名変更届 様式第17号 (医師組合員のみ委任状の添付が必要)
		第116条該当・非該当届 様式第20号

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）および届け出先

各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuhō/>

\* ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合：業務（資格）係

TEL 011-271-7471